

綾川町立陶小学校

いじめ防止基本方針

-すべての児童が楽しく学校生活を送れるために-

綾川町立陶小学校

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかし、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることである。学校、家庭、地域が一体となって一過性ではなく、継続して、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進めなければならない。とりわけ、支持的風土のある学校・学級づくりに取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践しなければならないことであり、ここに綾川町立陶小学校の「いじめ防止基本方針」を策定する。

「いじめ」とは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行うものとする。

【文部科学省「児童の問題行動等児童指導上の諸問題に関する調査」より】

文部科学省では、（従来）「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・物理的な攻撃を続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としてきたが、平成18年度に（上記のように）見直した。 【「生徒指導提要」平成22年3月文部科学省より】

これにより、いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知として、いじめを認知しやすいようにしている。しかし、従来の調査基準にみられる、いじめは力の優位－劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われるという指摘は、いじめの本質を的確に突いている。「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

【いじめ防止対策推進法より】

Ⅱ いじめ防止等に向けた基本方針

1 いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、支持的風土のある学校・学級づくりに取り組む必要がある。

児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施することに努める。

2 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力の向上に努める。また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に情報を収集する。

3 いじめへの早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を行う。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。

4 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、すみやかに綾川町教育委員会に報告し、いじめ対策委員会を発足させて、チームとしてその事態に対処する。また、いじめの再発を防止するため、保護者の協力も得ながら、日常的に取り組む実践計画を立て継続的に見守る。

5 教職員の指導力の向上

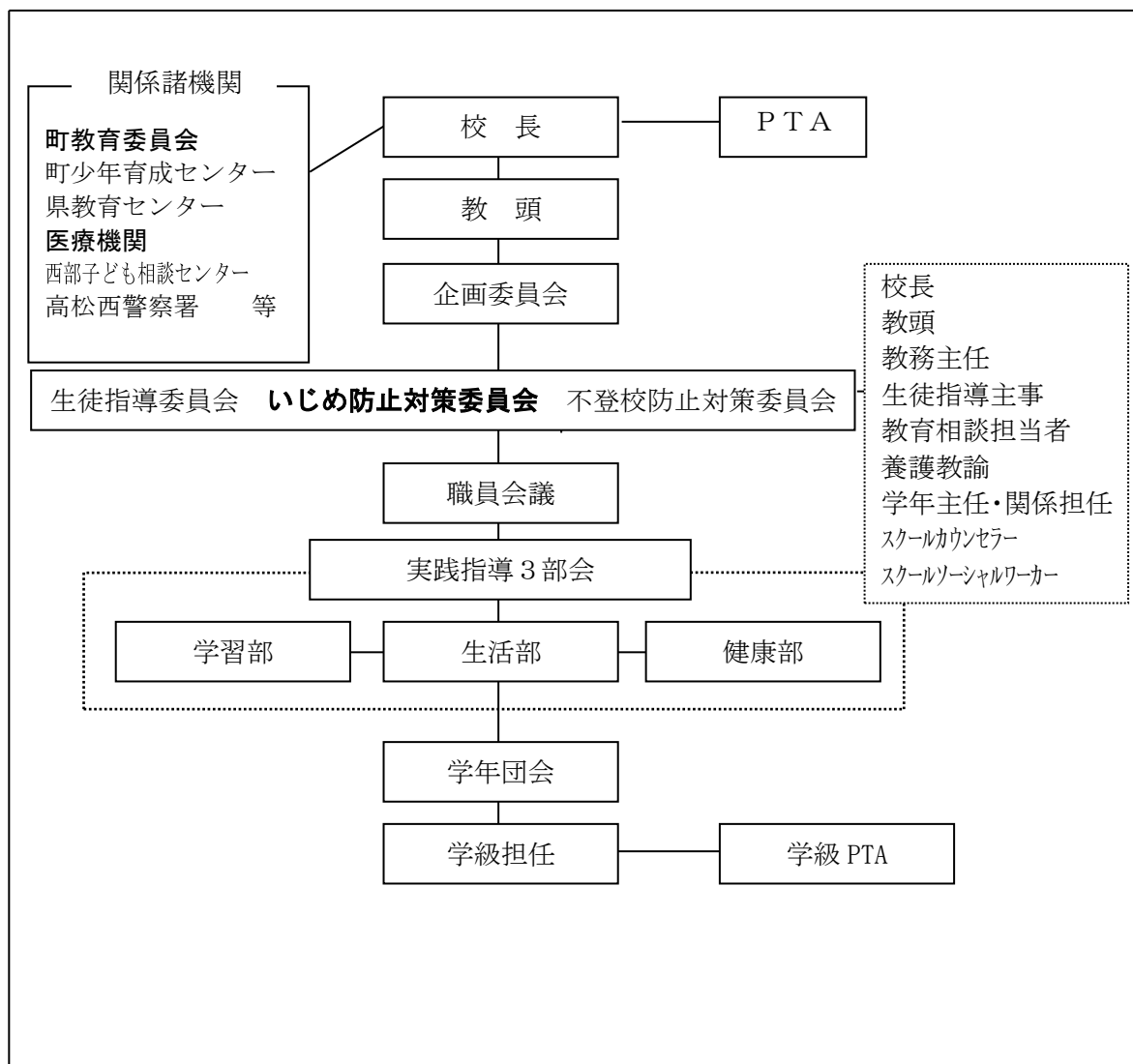
すべての教職員のいじめへの対応に係る指導力向上を図るため、校内研修を充実させる。また、職員会議等でいじめの防止、対応についての理解を深め、実践力の向上に努める。

6 学校評価による検証改善

いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえて学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。その際、保護者、地域住民、関係機関等の意見を聞くなど、具体的ないじめ防止等の対策に係る連携に努める。

Ⅲ いじめ防止等のための組織

いじめ防止対策委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーなどをメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応する。



Ⅳいじめ防止等のための取組

1 いじめの未然防止

(1) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取り組みを大切にする。

児童は、周りの環境によって大きな影響を受ける。児童にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が児童に対して愛情をもち、配慮を要する児童を中心に据えた支持的風土のある学級経営や教育活動を展開することが、児童に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

(2) 命や人権を尊重し、豊かな心を育てるために

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々ななかかわりを深める体験教育を充実させる。

○人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切である。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

○道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切である。

児童は、心が揺さぶられる教材や資料に出合い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うようにする。

(3) 特に配慮が必要な児童への対応

特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(4) 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催や学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

2 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力の向上に努める。また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報収集を行う。具体的には以下のことに取り組む。

(1) 日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配る。「児童がいるところには、教職員がいる」ことをめざし、児童と共に過ごす機会を積極的に設ける。また、教室には日常的にいじめの相談窓口があることを知らせる掲示をする。

(2) 観察の視点

成長の発達段階からみると、児童は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたるようにする。

(3) 日記の活用

必要に応じて気になる児童には日記を書かせることで、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取って信頼関係を構築する。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(4) 教育相談（学校カウンセリング）

日常の生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくることに努める。また、定期的な教育相談週間を設けて、児童を対象とした教育相談を実施する等、相談体制の整備を図る。

(5) いじめ実態調査アンケート

いじめ実態調査を学期に2回程度実施する。（学活などを利用して「なかよしアンケート」を実施）いじめられている児童にとっては、記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、無記名で状況に応じて配慮し実施する。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識で取り組む。

3 いじめへの早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて担任一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立てて、継続的に見守るようにする。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

①いじめ情報のキャッチ

- 「いじめ防止対策委員会」を招集する。
- いじめられた児童を徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）

②正確な実態把握

- 当事者双方、周りの児童から聴き取り、記録する。
- 個々に聴き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

③いじめ対策委員会を発足し、指導体制、方針決定

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。

④児童への指導・支援

- いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた児童に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

⑤保護者との連携

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

⑥今後の対応

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

(2) いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、学年主任等に連絡し、管理職に報告する。

①いじめられた児童、いじめを知らせた児童を守り通す

- いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。
また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行う。
- 状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

②事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめられている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・担任・生徒指導担当)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報例

- ◆誰が誰をいじめているのか? ……………【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか? ……………【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか? どんな被害をうけたのか? ……………【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か? ……………【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか? ……………【期間】

※児童の個人情報、その取り扱いに十分注意すること

(3) いじめが起きた場合の対応

①いじめられた児童に対して

児童に対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

※いじめを訴えた保護者から不信感をもたれた教職員の言葉

- ・お子さんにも悪いところがあるようです。 ・家庭での甘やかしが問題です。
- ・クラスにはいじめはありません。 ・どこかに相談にいかれてはどうですか。

②いじめた児童に対して

児童に対して

- いじめた気もちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気もちを認識させる。

保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気もちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。
日頃からの平素の連携がないため、保護者から発せられた言葉
 - ・いじめられる理由があるのだろう。
 - ・学校がきちんと指導していれば…。
 - ・ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

③周りの児童に対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠らない。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた児童のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。

(4) 迅速に対応するためには

対応が遅れることがないように、考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組む。

学校の雰囲気、教職員の意識、いじめの兆候

《対応が遅れる要因例》

「私のクラスにはいじめは起こらないだろう」 （錯覚）

「もし、クラスでいじめが起こったらどうしよう」 （不安）

「いじめ？児童たちで解決させよう」 （抱え込み）

《早期対応が図れる体制》

「いじめはどこでも起こる。気付いていないのかも」 （本質の認識）

「注意深く、クラスの様子を見ていこう」 （積極的な姿勢）

「いじめかも？〇〇先生に相談しよう」 （報告・連絡・相談）

4 重大事態への対処

(1) 報告

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した場合は、速やかに綾川町教育委員会へ報告する。

(2) 調査

重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合は「いじめ対策防止委員会」を開催し、アンケートなどの方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査を行ったときには、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

5 教職員の指導力の向上

いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、日常的に教職員の共通理解を図る。

「かがやく笑顔をとりとどすために」等の研修資料を活用して、いじめへの対応に係る教職員の指導力向上に努める。

6 その他

この「綾川町立陶小学校いじめ防止基本方針」は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

平成26年2月28日策定

平成29年7月12日改訂